3　法第三十九条第一項第二号に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一　金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

［二～五　略］

［4～11　略］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　［略］

2　法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～十　略］

十一　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

［十二～十九　略］

二十　投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

［二十一～五十　略］

［3～8　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第七十三条　商工組合中央金庫は、認可対象会社（法第三十九条第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

［一～六　略］

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第三十九条第六項において準用する同条第四項の規定による認可について準用する。

5　［略］

3　［同上］

一　金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

［二～五　同上］

［4～11　同上］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　［同上］

2　［同上］

［一～十　同上］

十一　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

［十二～十九　同上］

二十　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約に係る業務

［二十一～五十　同上］

［3～8　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第七十三条　商工組合中央金庫は、認可対象会社（法第三十九条第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［2・3　同上］

4　第一項の規定は、法第三十九条第六項の規定による認可について準用する。

5　［同上］